

監査公告第 10 号

定期監査結果に基づき加賀市議会議長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市議会議長から報告がありましたので同条第 12 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

平成 29 年 9 月 26 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 俊昭

議会事務局 定期監査結果にかかる対応報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・議会提案による政策条例の制定について、次のとおり意見を付す。

「執行機関をチェックする議会が、条例を提案するという形であるがゆえに、その条例は実効性について特に留意すべきである。当局との連携が大切であることを議会事務局も十分理解し、当局との事前協議や実施状況の確認など、条例が有効に機能するような手続きが得られるよう、対応に努められたい。」

対 応

議会では議会や委員会が主体となって行う行為に関して、昨年導入した議会 P P D C A サイクル（目標・（経過）・実行・検証・改善）を運用し、目的と目標を明確にして、進行管理、振り返り、取り組みの評価、次の目標設定を行っている。それにより、継続的にサイクルを回すことで次の改善案を出すように意識付けをしたり、実行した後、どのような影響をもたらしたかが常に分かるようにまとめている。

議会が策定した条例については、サイクル表の中の「P手順・経過」で、当局との意見交換を開催すること、「A改善」で、今後も注視していくとともに定期的な検証を行うこととしている。

なお、議会による条例策定にあたっては、担当部局課との事前協議を行ったり、また、例規担当課に意見や審査をお願いするなどの対応を執っている。